

★ 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）（行政管理課）

一 改正の要旨

公の施設の性質若しくは目的又は整備の手法に照らして指定管理者を公募しない公の施設に関する規定について、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年六月二十八日

★ 広島県税規則及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則（規則第五十四号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、法人の県民税等について必要な規定の整理を行うとともに、農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止した。

二 施行期日

平成二十二年六月二十八日。ただし、広島県税規則の一部改正に係る規定は、平成二十二年十月一日

★ 未熟児養育医療費用徴収規則等の一部を改正する規則（規則第五十五号）（健康対策課）

一 改正の要旨

所得税法等の一部改正に伴い、次の規則の引用条項を整理するなど必要な改正を行った。

1 未熟児養育医療費用徴収規則

2 児童福祉法施行細則

3 社会福祉施設等措置費用徴収規則

二 施行期日

平成二十二年六月二十八日

★ 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十六号）
（森林保全課）

一 改正の要旨

土壌汚染対策法施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十二年六月二十八日